

労働基準監督署 公共職業安定所 の管轄区域の変更について

平成 30 年 4 月 1 日から

滝川労働基準監督署及び滝川公共職業安定所（深川分室）
の管轄区域が変更となります。

これにより、**雨竜郡 幌加内町** は、旭川労働基準監督署及び旭川公共職業安定所の管轄区域となります。

【変更前】

【変更後】



雨竜郡 幌加内町 に所在地のある事業主及びお住まいの皆様のご各種手続、届出等については、平成 30 年 4 月 1 日以降、旭川労働基準監督署及び旭川公共職業安定所に、それぞれ変更となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

※今回の管轄区域の変更に関して行っていただく特別な手続きはありません。

(お問い合わせ先) 北海道労働局 電話：011-709-2311

総務部労働保険徴収課（労働保険、労働保険事務組合など）【内線3614】

労働基準部監督課（各種手続・届出、労災保険給付など）【内線3545】

職業安定部職業安定課（職業紹介、雇用保険など）【内線3674】

【各種手続・届出例】

＜労働基準監督署＞

- 時間外労働・休日労働に関する協定届
- 就業規則（変更）届
- 労働者死傷病報告
- 労災保険給付の各種請求手続
- 労災年金の各種手続

など

＜公共職業安定所＞

- 求人申込み
- 雇用保険の各種届出、受給手続
- 各種助成金の申請手続
- ハロートレーニング（公的職業訓練）の受講申込み

※ お仕事探しに関するご相談・紹介については、これまでどおり最寄りのハローワークをご利用できます。

など
